

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業理念「あってよかった、出会えてよかった、と思われる存在でありたい。」の実現に向けて、役職員の行動基準となるコンプライアンス憲章を制定し、実践することにより、コンプライアンスの徹底とお客さま本位の業務運営の実現、健全な組織風土・企業文化の醸成に努め、企業価値の向上を図ってまいります。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針は以下のとおりです。

- 株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備に取り組み、株主の権利・平等性の確保に努めます。
- 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、お客さま、社員及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーを尊重し、適切な協働に努めます。

取締役会は、ステークホルダーの権利・立場や健全で倫理的な事業活動を尊重する企業文化・風土の醸成に努めます。

- 「誠実かつ公正で透明性のある企業活動」を当社社員による全ての行動・判断の基準となるコンプライアンス憲章の一つとして掲げ、法令やルールのみならず社会規範や銀行の公共性に鑑みた誠実な行動を行います。当社は、財務情報のみならず、非財務情報についても、銀行法をはじめとする諸法令等に基づき適時・適切に開示を行います。また、法令に基づく開示以外の情報についても積極的な情報提供に努めます。

取締役会は、非財務情報を含む情報について、正確で分かりやすく、有用性の高いものとなるよう努めます。

- 監査等委員会設置会社制度のもと、取締役会の監督機能の強化を図るとともに、監視体制の強化を通じて、経営の透明性・客観性を高めてまいります。また、内部統制システム構築の基本方針に基づき、法令や定款に適合し、かつ適正な業務運営を遂行するための体制を整備します。
- 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との間で建設的な対話を行います。

取締役・執行役員は、株主との対話を通じて、自らの経営方針を分かりやすく説明し、その理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関してバランスのとれた理解と適切な対応に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則1 - 4 . 政策保有株式】

(1) 政策保有に関する方針

- 当社は、取引先との十分な対話を経たうえで、政策投資目的で保有する株式(以下「政策保有株式」といいます)の残高削減を方針とします。
- 当社は、取引先との安定的・中長期的な取引関係の構築、業務提携、アライアンスビジネス展開の円滑及び強化等の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合に、政策保有株式を保有します。
- 取締役会は、全ての政策保有株式について、保有の意義、中長期的な経済合理性や将来の見通しについて検証し、保有の適否を判断します。

(2) 個別株式の保有適否に関する検証

- 当社は、全ての政策保有株式について、個別に中長期的な視点からの成長性・収益性、取引関係強化等の定性的な必要性及び資本コスト等の定量的指標に基づく経済合理性(リスク・リターン)を、取締役会等で検証してまいります。

(3) 政策保有株式に係る議決権行使基準

- 当社は、政策保有株式の議決権行使にあたり、発行企業の経営方針、ガバナンス、業容などを勘案したうえで、当社にとっての中長期的な経済合理性の観点を踏まえ、総合的に賛否を判断します。なお、当社は議決権の行使にあたり、企業価値の大きな毀損につながる事が想定される議案や、特別な注意を要する場合は、必要に応じて個別に発行企業との対話等を行い、賛否を判断しています。

【補充原則4 - 1 】(サクセッションプラン)

【補充原則4 - 3 】(経営陣の選解任)

【補充原則4 - 3 】【補充原則4 - 3 】(CEOの選解任)

当社は、最高経営責任者の後継者についての計画を策定しておらず、取締役会での監督は行われておりませんでした。今後、「指名・報酬委員会」からの勧告を受け、必要な予算を確保し、計画を策定してまいります。「指名・報酬委員会」は、お客さま本位の業務運営の実行力、高い倫理観を有すること及び企業文化等の改革を実行できること等の観点から、広く人材を社内外に求め、最高経営責任者の選任・解任について、勧告します。取締役会は、その勧告を尊重して最終的な決定を行います。

この手続を通じて、最高経営責任者の選任・解任について客観性、適時性、透明性を確保してまいります。

最高経営責任者以外の経営陣幹部の選任や解任についても同様とします。

【原則4 - 14 . 取締役のトレーニング】

当社の取締役会において、新任の取締役に限らず、個々の取締役に對してそれぞれに適合したトレーニングを実施すべく必要な予算を確保し、年間計画を作成し、行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 7 . 関連当事者間の取引】

(1) 当社及び株主共同の利益を保護するため、取締役会規程において、次に該当する取引を行う場合は、取締役会の承認を要することを定めています。

- 取締役が競業取引又は利益相反に該当する取引を行う場合
- 当社と取締役又は主要株主等との間において、重要な取引又は定型的でない取引を行う場合

(2)取締役会規程において、取締役が競業取引又は利益相反に該当する取引を行った場合には、取引結果について取締役会に報告を要することを定めています。

また、取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)と当社との間の利益相反取引を承認する場合には、その取引について、監査等委員会に事前の承認を求めることができることを定めています。

(3)取締役の利益相反取引を把握するため、取締役及びその二親等以内の親族と当社グループとの間の取引(役員報酬を除く)の有無、内容を毎年定期的に、コンプライアンス統括部長が報告を受けることとしています。

【原則2-6.企業年金の資産オーナーとしての機能発揮】

当社の企業年金資産は、企業年金基金を通じて給付金等の支払いを将来にわたり確実にを行うため、必要とされる総合収益を長期的に確保することを目的に運用しております。基金が資産オーナーとして期待される機能を発揮できるよう、人事・財務・市場運用の業務に精通した者で構成される資産運用委員会を設置し、理事会に対し運用の基本方針、運用ガイドライン及び政策的資産構成割合の策定並びに見直しを行っており、年金財政の適正な運営を実現するための体制を構築しております。

また、資産運用委員会及び理事会の構成員は職員組合からも選出されており、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理される体制としております。

【原則3-1.情報開示の充実】

(1)当社は、財務状態・経営成績等の財務情報や法令に基づく開示のみならず、企業理念、中期経営計画、リスクやコーポレート・ガバナンスに係る情報等の非財務情報、法令に基づく開示以外の情報等についても、積極的な開示に努めています。

企業理念及び中期経営計画については、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

【企業理念】

当社ホームページにおいて開示しております。

「会社情報>企業理念」よりご参照ください。

【中期経営計画】

当社ホームページにおいて開示しております。

「皆さまへ>企業理念及び中期経営計画「Re.Start2025」について」よりご参照ください。

URL: <https://www.surugabank.co.jp/>

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針

本報告書「.1.基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3)経営陣幹部・取締役の報酬等を決定するにあたっての方針と手続

本報告書「.1.取締役報酬関係」に記載しておりますので、ご参照ください。

(4)経営陣幹部の選任、取締役候補の指名を行うにあたっての方針と手続

取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うにあたっての方針と手続については、「指名・報酬委員会」の勧告を受け、取締役会は、これを尊重し、監査等委員である取締役については監査等委員会の同意を経て決定します。

取締役候補の指名にあたっては、法定の要件を備え業務に精通し、人格・識見ともに優れ、実行力に富みその職責を全うする者としております。

(5)経営陣幹部・取締役の選任の理由

現取締役の選任理由については、「第209期定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載しております。

URL: <https://www.surugabank.co.jp/>

(「投資家情報>株主総会」よりご参照ください。)

【補充原則4-1 (経営陣に対する委任の範囲)】

取締役会は、法令、定款又は取締役会規程で決議事項を定め、経営に関する基本方針や重要な規程の制定、改定及び廃止等、重要事項の決定を行っています。

取締役会は、取締役会規程において、業務執行会議に対する委任の範囲を明確にしております。業務執行会議において、規程・業務手続の制定、改定及び廃止や貸出金の決裁権限の設定等業務執行に係る事項を決定し、その資料及び議事内容を取締役会に報告することとしております。

【原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役の独立性の要件を具体的に定めた「独立性判断基準」を制定しており、本報告書の「.1.【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載しております。

【補充原則4-11 (取締役会の多様性及び規模に関する考え方)】

当社は、経営環境の変化等に柔軟かつ機動的に対応するため、経営における監督と執行の機能を分離し、経営の効率性を高める方法として執行役員制度を導入するとともに、取締役会の活性化と経営の透明性を高める目的で社外取締役を複数名選任し、定款の定める取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数12名以内、監査等委員である取締役の員数3名以上5名以内で取締役会を構成しています。

取締役候補者の選任にあたっては、業務に精通し人格・識見ともに優れ、実行力に富みその職責を全うする者を候補者としています。

さらに、取締役会全体としての知見・経験・能力のバランス及び多様性を重視しています。

詳細については、本報告書「.1.機関構成・組織運営に係る事項」「.2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」をご参照ください。

【補充原則4-11 (取締役の兼職の状況)】

毎年、取締役の重要な兼職の状況を、「株主総会招集ご通知」の参考書類や事業報告等の開示書類において開示しています。

取締役の他の上場会社の兼任状況は以下のとおりです。

【兼任状況】

・野島 廣司 株式会社ノジマ取締役兼代表執行役社長

・松田 清人 SCSK株式会社社外取締役

株式会社ホットリンク社外取締役

・行方 洋一 LINE株式会社社外監査役

その他役員の上場会社の兼任はございません。

【補充原則4-11 (取締役会の実効性評価)】

当社は、毎年、取締役会全体の実効性を分析・評価し、継続的に取締役会の機能向上に取り組んでおります。

2019年度は、2018年度における取締役会の実効性評価の結果を踏まえ、審議事項における論点を明確化するため、取締役会で使用する資料のフォーマットの見直しを行ったほか、社外取締役を対象とした取締役会事前説明会の定例化、社外取締役が各種会議に参加することで執行役員を含む社内役員とのコミュニケーションの向上、企業理念・中期経営計画及びグループガバナンスに関する議論の充実等の取組みを行いました。2019年度の実効性評価の手法及び結果の概要は以下のとおりです。

1. 分析・評価の手法

実効性評価の客観性や透明性を確保するため、担当取締役を社外取締役として、監査等委員を含む全ての取締役に對して5段階評価・無記名式のアンケート及び取締役会顧問弁護士によるインタビュー（希望者）に加え、アンケートの集計、分析及び評価を取締役会顧問弁護士に依頼いたしました。

< アンケートの項目 >

- 取締役会の構成 6項目
- 取締役会の審議・運営 17項目
- ガバナンス体制に関する事項等 24項目

2. 総括

当社は、2019年度に、取締役会の監督機能及び監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレートガバナンスの充実を図ること等を目的に、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

2019年度のアンケートの結果、多くの項目で評価は良好でした。特にガバナンス体制に関する事項等に対する評価は概して高く、取締役会全体の実効性が確保されていることを確認いたしました。

一方、アンケート及びインタビューの結果をもとに認識した課題は次のとおりです。

取締役会の多様性等の確保

当社取締役会は各取締役の知見・経験に基づき、自由で活発な議論がなされておりますが、業務執行取締役の人数及び監査等委員である取締役の属性に関して、より適正なバランス及び多様性を確保する必要性が課題として挙げられました。

取締役会審議事項の改善

前年度に指摘された取締役会資料の課題については改善されたものの、議案内容によっては冗長になっている、調査等が十全ではないといった指摘に加え、決議事項・報告事項を整理することにより、より効率的に重点課題の審議に取り組む必要性を指摘されたことから、取締役会審議事項の整理等に引き続き取り組んでまいります。

サステナビリティに関する取組みの促進

投資家の関心が高まっているSDGsやESGに関する取組みの促進が課題として挙げられました。

トレーニング機会の充実

各取締役の知見を一層活かすため、トレーニング機会の更なる充実が課題として挙げられました。

当社は、取締役会の実効性に関する評価結果をふまえ、実効性の更なる改善に取り組んでまいります。

[原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との間で建設的な対話を行っています。具体的な内容は以下の(1)から(5)のとおりです。

- (1) 株主との対話については、上席執行役員を責任者とし、株主からの対話の申込みに対して、積極的に機会を提供するとともに、社長、副社長及び執行役員などが対話に参加しています。
- (2) 株主との対話の申込み窓口を明確にするとともに、管理部門は営業部門やリスク管理部門と連携することにより、各種の経営情報を収集・分析し、適切な形で株主へ提供する体制を整備しています。
- (3) 株主との対話の一環として、ホームページやディスクロージャー誌などにより、分かりやすい情報開示に努めています。
- (4) 株主との対話の中で把握した意見や要望については、責任者である上席執行役員から取締役会に報告いたします。
- (5) 重要な会社情報を適切に管理するとともに、インサイダー取引の未然防止を図るため当社及び他社の株式等の売買等の制限規程を定め、周知徹底しています。また、会社情報の開示に関する規程を定め、フェア・ディスクロージャー・ルールに則り、投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行うよう体制を整備しております。なお、株主の公平性を確保するため、各四半期の決算日から決算発表日までの期間中については、業績見通しに関する質問に対する回答やコメントを差し控えています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ノジマ	42,854,107	18.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,600,900	4.14
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	8,829,848	3.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,008,300	3.45
明治安田生命保険相互会社	7,351,883	3.17
一般財団法人スルガ奨学財団	5,401,450	2.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	4,187,500	1.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	4,106,400	1.77
CDSIDAC - MERIAN GLOBAL INVESTORS SERIES PLC	3,426,500	1.47
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	2,790,300	1.20

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

大株主の状況は、2020年3月31日現在の状況です。

2019年11月8日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、野村証券株式会社、野村ホールディングス株式会社、ノムラ インターナショナル ピーエルシー、野村アセットマネジメント株式会社の4社が2019年10月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

野村証券株式会社：2,356千株（株券等保有割合1.02%）

野村ホールディングス株式会社：0千株（株券等保有割合0.00%）

ノムラ インターナショナル ピーエルシー：43千株（株券等保有割合 0.02%）

野村アセットマネジメント株式会社：7,886千株（株券等保有割合3.40%）

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	銀行業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

(1) 金融庁の行政処分等を受けた業務改善計画の策定・実行

当社は、2018年5月15日、シェアハウス関連融資問題の発生を受け、「第三者委員会」を設置し、同年9月7日に調査報告書を受領いたしました。同年10月5日には、金融庁より業務の一部停止命令及び業務改善命令を受けました。これを受け、同年11月30日に業務改善計画を金融庁に提出し、以後、12月末時点を初回として3ヶ月毎、業務改善計画の進捗状況を金融庁に報告しております。

当社は、業務改善計画の一環として、一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2019年6月26日開催の第208期定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、経営の透明性・客観性の向上と監視体制の強化を図っております。

今後も、業務改善計画の着実な遂行を通して、コンプライアンスの徹底とお客さま本位の業務運営を実現し、健全な組織風土・企業文化を築いてまいります。

(2) 旧取締役等に対する法的責任の追及

2018年9月14日、取締役会決議により、当社と利害関係のない独立した外部弁護士及び社外監査役により構成される「取締役等責任調査委員会」並びに外部弁護士により構成される「監査役責任調査委員会」を設置しました。両調査委員会は、シェアハウス関連融資その他における不適切な取扱いをはじめとする一連の問題に関して旧取締役、執行役員及び監査役の法的責任について調査・検討を行い、2018年11月9日、シェアハウス及びその他投資用不動産に係る融資問題に関して、それぞれ調査報告書を提出いたしました。

同年11月12日、当社は、シェアハウス関連融資に関する旧取締役及び執行役員の法的責任について、取締役等責任調査委員会の調査結果を受け、旧取締役（又はその相続人）8名及び執行役員1名について法的責任があるものと判断し、総額35億円の損害賠償請求訴訟（責任追及の訴え）を提起しました。旧監査役につきましては、法的責任は認められないとする「監査役責任調査委員会」の調査結果を議論した結果、損害賠償請求訴訟を提起しないことを決定いたしました。

2018年12月27日、当社は、創業家ファミリー企業に係る与信管理に関する旧取締役及び執行役員の法的責任について、取締役等責任調査委員会の調査結果を受け、旧取締役（又はその相続人）5名について、法的責任があるものと判断し、総額32億4,401万6,392円の損害賠償請求訴訟（責任追及の訴え）を提起しました。旧監査役につきましては、損害賠償責任は認められないとする「監査役責任調査委員会」の調査結果を議論した結果、損害賠償請求訴訟を提起しないことを決定いたしました。

その後、創業家ファミリー企業に対する融資金を全額回収したことにより、2020年2月28日、創業家ファミリー企業に係る与信管理に関する損害賠償請求訴訟のうち、担保解除事案（6億円）に係る損害賠償請求部分について、訴えの一部を取り下げた結果、請求金額は26億4,401万6,392円に減縮され、被告も旧取締役（又はその相続人）4名となりました。

(3) ファミリー企業との取引解消の状況

創業家及びファミリー企業が所有する当社株式の売却により、2019年10月に当社と創業家及びファミリー企業との資本関係は解消しております。また、当社と創業家ファミリー企業との間にて締結した融資の全額返済に係る合意書に基づき、創業家ファミリー企業に対する融資金の回収を進め、2020年2月に全額回収したことにより、融資関係も解消され、創業家との関係解消が完了いたしました。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社外取締役
取締役の人数 更新	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	7名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	5名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
野島 廣司	他の会社の出身者													
松田 清人	他の会社の出身者													
草木 頼幸	他の会社の出身者													
野下 えみ	弁護士													
行方 洋一	弁護士													
大野 徹也	弁護士													
佐竹 康峰	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

野島 廣司			<p>< 社外取締役の選任理由 > 2020年5月19日に資本業務提携に関する合意書を締結し、当社の筆頭株主でもある株式会社ノジマの野島廣司社長を招聘することは、両社の連携を更に深め、両社が目指すデジタル技術を活用した新しい金融サービスの創出に資するところが大きいと判断し、社外取締役に選任しております。</p>
松田 清人		<p>< 社外取締役の属性情報 > 当社は、松田清人氏が社外取締役を務めるSSCK株式会社とシステムに関する業務委託取引等がありますが、直前事業年度における当該企業の年間連結売上高及び当社の連結業務粗利益それぞれに対する当該取引金額の割合は1%未満であります。 また、松田清人氏が取締役会長を務めるトパーズ・キャピタル株式会社グループと当社との間には、金融業務に関するアドバイザリー業務委託取引がありましたが、直前事業年度における当該企業の年間連結売上高及び当社の連結業務粗利益それぞれに対する当該取引金額の割合は2%未満であり、独立性に影響を与える恐れはありません。</p>	<p>< 社外取締役の選任理由 > 金融業界での永年の経験を有し、銀行に対する法規制や経営管理について十分な知見を持ち、上場会社での社外取締役としての経験も豊富にあります。当社は業務改善計画の着実な実行によりお客さまの信用・信頼の回復を目指しており、松田清人氏の銀行経営における専門的な知見や経験は、当社ガバナンス体制及び経営管理態勢の強化に資するものと判断し、社外取締役に選任しております。 < 独立役員の指定理由 > 松田清人氏は、当社が定める独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれなく、公正な立場で、業務執行の妥当性等当社の経営について客観性及び中立性を重視した助言をいただけると考えられるため、独立役員としております。</p>
草木 頼幸		<p>該当ございません。</p>	<p>< 社外取締役の選任理由 > 証券業界での永年の経験を有し、大和証券株式会社代表取締役副社長、株式会社大和総研ホールディングス代表取締役社長等を歴任するなど、経営経験も豊富にあります。草木頼幸氏がこれまでの経歴を通じて培った豊富な知見、ネットワークは、当社ガバナンス体制及び経営管理態勢の強化に資するところが大きいと判断し、社外取締役候補者といたしました。 < 独立役員の指定理由 > 草木頼幸氏は、当社が定める独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれなく、公正な立場で、業務執行の妥当性等当社の経営について客観性及び中立性を重視した助言をいただけると考えられるため、独立役員としております。</p>
野下 えみ		<p>該当ございません。</p>	<p>< 社外取締役の選任理由 > 東京地検、東京法務局訟務部付検事、法務省大臣官房秘書課付検事を歴任し、検察官としての豊富な経験や実績を持ち、その分野の専門的な知見を有しており、監査等委員として業務執行の監督を行うことが当社のガバナンス強化に資するものと考え、監査等委員である社外取締役に選任しております。 < 独立役員の指定理由 > 野下えみ氏は、当社が定める独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれなく、公正な立場で、業務執行の妥当性等当社の経営について客観性及び中立性を重視した助言をいただけると考えられるため、独立役員としております。</p>
行方 洋一		<p>< 社外取締役の属性情報 > 当社は、行方洋一氏に新社員研修の講師を依頼しました。2020年3月期取引額は5百万円以下です。 また、行方洋一氏が社外監査役を務めるLINE Pay株式会社へ手数料の支払いがございますが、前事業年度における当該企業の年間連結売上高及び当社の連結業務粗利益それぞれに対する当該取引金額の割合は1%未満であり、独立性に影響を与える恐れはありません。</p>	<p>< 社外取締役の選任理由 > 外資系証券会社の社内弁護士として、永年金融分野を中心としたコンプライアンス、内部統制、ガバナンスに関する業務に従事し、その分野の専門的な知見を有しており、監査等委員として業務執行の監督を行うことが当社のガバナンス強化に資するものと考え、監査等委員である社外取締役に選任しております。 < 独立役員の指定理由 > 行方洋一氏は、当社が定める独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれなく、公正な立場で、業務執行の妥当性等当社の経営について客観性及び中立性を重視した助言をいただけると考えられるため、独立役員としております。</p>

大野 徹也				<p>< 社外取締役の選任理由 > 企業内弁護士としての経験もあり、リスク管理についての十分な知見と経験を有しており、監査等委員として業務執行の監督を行うことが当社のガバナンス強化に資するものと考え、監査等委員である社外取締役に選任しております。</p>
佐竹 康峰			該当ございません。	<p>< 社外取締役の選任理由 > 金融業界での永年の経験を有し、株式会社東京スター銀行においては取締役会長、監査委員長、指名委員・報酬委員を歴任されており、SBIホールディングス株式会社の社外取締役、住信SBIネット銀行株式会社の社外監査役を務めるなど、豊富な経営経験を有しております。銀行経営の経験を有する佐竹康峰氏を社外取締役として招聘することにより、より多角的な視点での監督機能の強化に資すると判断し、監査等委員である社外取締役に選任しております。</p> <p>< 独立役員 の指定理由 > 佐竹康峰氏は、当社が定める独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれなく、公正な立場で、業務執行の妥当性等当社の経営について客観性及び中立性を重視した証言をいただけると考えられるため、独立役員としております。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	0	0	4	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会の職務を補助すべき監査等委員会事務局を設置し、専任の使用人6名を配置しております。当該使用人は、監査等委員会の指揮命令に従って職務を遂行するものとし、当該使用人の人事考課、人事異動、懲戒処分については、監査等委員会の同意を得るものとしており、執行部門からの独立性を確保しています。また、社外取締役である監査等委員は、重要な会議への出席や重要書類の閲覧などを通じて情報を収集し、共有を図っているほか、監査等委員会は、内部監査部門と緊密に連携し、内部統制システムを活用した組織監査を実施することから、常勤の監査等委員を選定していません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は、会計監査人監査の相当性判断及び会計監査の適正性並びに信頼性を確保するため、会計監査人から監査計画、監査体制及び監査結果の説明聴取並びに意見交換の実施など、緊密な連携を図っています。また、内部監査部門との間で、監査方針、監査計画、監査実施状況及び監査結果について、定期的に意見交換を実施し、緊密な連携を図っております。さらに、監査等委員会、会計監査人及び内部監査部の連携会議を年2回開催し、連携の強化を図っております。このように、監査等委員会、会計監査人及び内部監査部は、相互に連携して効率的な監査を目指し、コーポレート・ガバナンスの有効性を発揮するよう努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
--------	--------	---------	----------	----------	----------	--------	---------

指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役

補足説明 **更新**

「指名・報酬委員会」は、取締役等の人事や報酬について、取締役会に対して勧告を行うこととしております。

【独立役員関係】

独立役員の数 **更新** 5名

その他独立役員に関する事項

- ・当社は、独立性基準を満たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。
- ・当社では、社外取締役が独立性を有すると判断するためには、次の要件にいずれも該当しないことが必要であると考えております。
- 1. 当社又はその関連会社の業務執行取締役若しくは執行役員又はその他の使用人(以下、「業務執行者」という。)又は、その就任前10年間に於いて当社又はその関連会社の業務執行者であった者。
- 2. 当社の総議決権の10%以上の議決権を保有する株主又はその業務執行者である者。
- 3. 当社又はその関連会社と重要な取引関係等がある会社又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者である者。
重要な取引関係等は、以下のいずれかに該当する取引等をいう。
 - (1) 直近の事業年度における、当社の連結業務粗利益又は取引先の連結売上高の2%以上である取引等。
 - (2) 当社又はその関連会社の融資残高が取引先の事業報告に記載され、かつ他の調達手段で短期的に代替困難と判断される場合。
重要な子会社とは、事業報告の「重要な親会社及び子会社の状況」(会社法施行規則120条1項7号)等の項目又はその他一般に公表する資料において「重要な子会社」として記載されているか否かによって判断する。
- 4. 当社又はその関連会社の弁護士やコンサルタント等として、当社役員報酬以外に過去3年平均にて1,000万円以上の報酬その他財産上の利益を受け取っている者。
- 又はそれが法人・団体等である場合、当該法人・団体の連結売上高の2%以上を当社又はその関連会社から受け取りが占める法人・団体等の業務執行者である者。
- 5. 当社・連結子会社等の会計監査人又は当該会計監査人の社員等である者。
- 6. 当社・連結子会社等から過去3年平均にて年間1,000万円又は当該法人・団体等の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付等を受けている法人・団体等の業務執行者である者。
- 7. 上記2から6について、過去5年間に於いて該当する場合。
- 8. 配偶者又は2親等以内の親族が上記1から6までのいずれかに該当する者。
- 9. 当社又はその関連会社から取締役を受け入れている会社又はその親会社若しくはその子会社等の業務執行者である者。
- 10. その他、当社の一般株主全体との間で上記1から9までで考慮されている事由以外の事情で、恒常的に実質的な利益相反が生じる恐れがある者。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 **更新** 業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役(社外取締役、監査等委員である取締役を除く。)に対し、業績連動の賞与を支給するほか、2020年6月26日開催の第209期定時株主総会において、事後交付型株式報酬等の枠を承認いただいております。詳細は、本報告書の「取締役報酬関係」に記載しておりますので、ご参照ください。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

役員報酬は、2019年6月26日開催の第208期定時株主総会において金銭報酬枠として取締役(監査等委員である取締役を除く。)は300百万円以内(うち社外取締役50百万円以内)、監査等委員である取締役は100百万円以内とする決議をいただき、その範囲内において決定しております。また上記の金銭報酬枠と別枠で、2020年6月26日開催の第209期定時株主総会において取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対し、事後交付型株式報酬等の枠を承認いただいております。具体的には当社が付与する金銭報酬債権の金額の上限を3事業年度を対象として合計675百万円、取締役に交付等が行われる当社普通株式等の数の上限を1事業年度あたり800,000ユニット(1ユニットは当社普通株式1株)とする決議をいただき、その範囲内において決定いたします。

従いまして、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)の報酬は、各役員の役割や役位に応じた「基本報酬(金銭)」、短期インセンティブ報酬としての「賞与(金銭)」、及び中長期インセンティブ報酬としての「株式報酬(株式)」の3種類で構成されております。なお、社外取締役及び監査等委員の報酬は、「基本報酬」のみで構成されます。

役員報酬制度の内容の独立性・客観性・透明性を高めるために、取締役会の任意の諮問機関として、委員長及び委員の過半数以上を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置しております。役員報酬の基本方針や役員報酬制度の内容等につき十分な審議を経たうえで、取締役会に対して助言・提言を行っております。そのうえで、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は取締役会にて適正に決定しております。監査等委員である取締役の報酬額は監査等委員である取締役の協議により、適正に決定しております。

当事業年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

<役員区分>	<員数>	<うち基本報酬>	<うち賞与>	<現金報酬小計>	<ストック・オプション>	<退職慰労金>	<報酬等の総額>
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	4	77		77		47	125
監査等委員(社外取締役を除く)							
監査役(社外監査役を除く)	2	6		6			6
社外役員	9	60		60			60

上記報酬額につきまして、2019年6月26日開催の第208期株主総会終了のときをもって退任した取締役1名、監査役2名、社外役員5名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、本報告書の「取締役報酬関係」に記載しております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

- ・取締役会に事務局を設置し、2名を専任で配置しております。取締役会事務局は、取締役に対して適時適切な情報提供等、サポートをしております。
- ・社外取締役である監査等委員を補佐するために監査等委員会事務局を設置し、専任の事務局員を6名配置し、監査等委員会監査をサポートしております。監査等委員会の顧問弁護士を選任し、監査等委員会の機能の強化を図っております。なお、監査等委員会顧問弁護士は、監査等委員会や会計監査人との意見交換や重要な会議への参加など、監査活動に能動的に関与しております。
- ・「指名・報酬委員会」には、事務局を設置し、指名・報酬委員会の委員である取締役の職務をサポートしております。
- ・「企業文化改革委員会」には、事務局を配置し、社外取締役に対して当社の企業文化を改革し、企業理念を実現するために必要な情報を適時・適切に提供する体制としております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1. 取締役会

取締役会は、業務執行の監督、及び経営に関する重要事項、基本方針等の審議及び決議を行っております。

取締役会は取締役13名(うち社外取締役は7名)で構成され、原則月1回以上開催しております。

2. 監査等委員会

監査等委員会は、内部統制システムを活用した組織監査を実施し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議を行っております。

監査等委員である取締役は、監査等委員会で定めた監査方針及び監査計画に基づき、取締役会等重要な会議へ出席し、また本部各部署や営業

店の往査等を通じて取締役の職務執行状況等を監査しております。

監査等委員会は監査等委員である取締役4名(うち社外取締役は4名、うち女性1名)で構成され、原則月1回開催しております。

また、監査等委員会は、監査等委員会監査を有効かつ効率的に実施するため、会計監査人、内部監査部、コンプライアンス統括部及び連結子会社等の常勤監査役と、定期的な会合を開催して情報・意見交換を行い、連携を図っております。

3. 指名・報酬委員会

「指名・報酬委員会」は、取締役等の指名・報酬について取締役会に対して勧告を行うこととしており、取締役等の人事・報酬に関する手続の客観性及び透明性を確保することで、監督機能を強化しております。

「指名・報酬委員会」は、委員の過半数を独立社外取締役、委員長を独立社外取締役とし、社内取締役1名、社外取締役4名で構成しております。

4. 企業文化改革委員会

「企業文化改革委員会」は、当社の企業文化を改革し、企業理念を実現するために社員のモチベーション向上策、社員の意識改革に関する施策について取締役会に対して提言、助言等を行うとともに、これらの実施状況についてモニタリングを行っております。

5. 業務執行会議

取締役会の下に、業務執行取締役及び執行役員で構成される業務執行会議を設置しております。

業務執行会議は、原則毎月1回開催し、業務手続の制定、改定、及び廃止や貸出金の決裁権限の設定等の業務執行に係る重要事項の審議及び決議を行っております。

業務執行会議資料及び議事内容を取締役に報告しております。

6. その他リスク委員会

統合リスク管理委員会ほか、各種リスク委員会を設置しております。各種リスク委員会は市場リスクや信用リスク等について、業務執行会議に提案・報告するとともに、重要な事項については取締役会に報告することで、リスク管理体制の強化を図っております。

7. 内部監査

社長直轄の内部監査部を設置し、「内部監査規程」その他社内規程等により、内部統制の適切性・有効性を検証しております。

内部監査の状況及び結果については、取締役社長、監査等委員会及びコンプライアンス関連事項はコンプライアンス委員会に適時適切に報告を行っております。

また、外部専門機関によるコンサルティングや外部評価を受けることにより、監査品質の向上を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とし、適法性の観点だけでなく妥当性の観点からも監査等を行うことにより、取締役会の監督機能を強化するとともに、監査等委員会の選定する監査等委員による監査等委員以外の取締役の選任・解任・辞任、報酬等についての株主総会における意見陳述権を通じ、経営の透明性・客観性を高め、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2019年6月26日開催の第208期定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

経営における監督と執行の機能を分離し経営の効率性を高めるために執行役員制度を採用しております。

取締役会の活性化と経営の透明性を高めるために社外取締役を選任し、経営環境の変化等に柔軟にかつ機動的に対応できる経営形態をとっております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	インターネットを利用した議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」を採用しております。
その他	<p>(1) 株主総会招集通知を当社ホームページに掲載しております。また、掲載日につきましては招集通知の発送日より、前倒した掲載を心がけております。</p> <p>(2) 招集通知のうち次の書類につきましては、法令及び定款の規程に基づき、当社ホームページに掲載することにより株主の皆さまにご提供しております。</p> <p>当社の新株予約権等に関する事項 連結株主資本等変動計算書 連結計算書類の連結注記表 株主資本等変動計算書 計算書類の個別注記表</p> <p>(3) 2015年6月より、英文の招集通知を作成し当社ホームページに掲載しております。</p>

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回、国内決算IRを社長、副社長、財務担当執行役員等を説明者として、開催しております。2020年5月、当社2019年度通期決算について説明を行っております。また、2019年度第3四半期決算後には財務担当執行役員を説明者としてテレフォン・カンファレンスを開催いたしました。国内アナリスト・機関投資家とは、スモール・ミーティング等個別の説明会も随時開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資者向け情報として、IR資料、有価証券報告書、半期報告書、決算情報、決算説明会資料、ディスクロージャー誌、株主総会招集通知、(英文)IR資料・(英文)決算情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関しては、総合企画本部広報室が担当しております。 担当窓口: 03-3279-5536	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「何よりもお客さまのことを考える銀行でありたい」という想いを実現するためには、地域社会、お客さま、株主、社員などの全てのステークホルダーからの信用・信頼が不可欠であるとの認識のもと、企業理念、コンプライアンス憲章を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>環境保全活動については、店舗の新設やリニューアルオープンの際に、環境配慮型設備の導入や、環境に配慮した金融商品・サービス等の提供など、環境問題に対して積極的に取り組んでおります。</p> <p>CSR活動としては、“未来の苗木プロジェクト”と名付けた、これからの社会を担う子供たちの豊かな感性を育むアート・文化プログラムなど、独自の活動に取り組んでおります。</p> <p>その他、教育・文化・福祉等のさまざまな、支援活動の取組みを通じて、社会・地域とのつながりを図ってまいります。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「誠実かつ公正で透明性のある企業活動」を当社社員による全ての行動・判断の基準となるコンプライアンス憲章の一つとして掲げるとともに、ディスクロージャーとアカウントビリティの充実がより実効性のあるコーポレート・ガバナンスの構築のための重要課題であると認識しております。

その他

【現在の社外取締役の状況】

社外取締役7名のうち女性1名を選任しております。

【ダイバーシティ(女性の活躍などの多様性)への対応について】

女性の活躍推進

(1)管理職への積極的登用(女性部長26名)[2020年3月31日時点]

(2)女性社員の長期的なキャリア形成支援(社外・社内研修への参加者増加)

(3)AS(アソシエイト・スタッフ)やパートタイマーに対し、正規雇用への転換試験等を実施しキャリアアップを支援

(4)女性のロールモデルを示し、働き方の多様性を広げるための各種研修・会議の開催

<女性活躍推進行動計画>

[項目][内容]

計画期間 2020年4月1日～2022年3月31日

目標数値 役職者に占める女性社員比率30%以上を維持する
男女の平均勤続年数の差異95%以上とする

取組内容 (1)女性社員の長期キャリア形成のため、家庭と仕事の両立を支援する
(2)女性社員の管理職育成を目的とした取組み

<行動計画実施状況>

[目標数値][2020年3月31日時点(2019年3月31日時点)]

(1)役職者に占める 30.9%(30.8%)

女性社員比率30%以上

(2)男女の平均勤続年数の 94.6%(96.3%)

差異95%以上とする

<参考指標>

[項目][当社数値()内昨年度]

1)管理職に占める女性比率 16.1%(16.3%)
20%以上

2)男女の平均勤続年数の差異 94.6%(96.3%)
70%

3)採用者に占める女性の割合 58.3%(42.8%)
20%以上(AS含む)

4)正規雇用への転換数(2019年度) 16名(21名)
:女性活躍推進 基本項目

【スルガ版 働き方改革の実績と方向性】

1. 社員のワークライフバランス実現と環境に配慮した経営の実現に向けて

(1)結婚や配偶者の転勤、介護に伴う勤務地変更希望者への対応

(2)産休育休制度の拡充(短時間勤務等の活用により育児期間の柔軟な働き方の実現)

2. 適正な労働時間管理により社員の働き方の改善、社員の心身の健康維持に向けて

(1)パソコン使用時間の制限(システム管理)

(2)時差出勤制度の利用推進・有給休暇の取得促進

(3)業務革新における業務の効率化推進

(4)年8回のライトダウン、年2回の定時退社週間の実施

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

< 内部統制システム構築の基本方針 >

当社は、法令や定款に適合し、かつ適正な業務運営を遂行するために内部統制システムの構築が経営の最重要課題であるとの認識のもと、内部統制システム構築の基本方針を定めております。過去の不祥事案が、内部統制において取締役会が執行部における法令等遵守態勢の状況を十分に監視できていなかったことに起因することに鑑み、取締役会はコンプライアンス体制を抜本的に見直し、再構築するために、委員長を外部弁護士とする「コンプライアンス体制再構築委員会」を設置し、再構築のプロセス全般を同委員会に指導・監督させ、全ての行動の判断基準となるコンプライアンス憲章を実践していくことで、企業理念の実現を目指していきます。本基本方針に基づき構築される内部統制システムは、その実効性を高めるために、定期的に運用状況を評価し、不断に見直されるものです

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令並びに定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社の役職員による全ての行動・判断の基準となるコンプライアンス憲章を策定し、経営者は自らが率先して実践するほか、社員への継続的な教育・研修などの機会に繰り返し伝えております。また、コンプライアンスの推進及びコンプライアンス・リスク管理の行動計画であるコンプライアンス・プログラムを半年毎に策定し、継続的にコンプライアンス憲章の浸透を図っております。

(2) 役職員の行動基準となるコンプライアンス憲章を実践するうえで必要な事項を定めたコンプライアンス規程その他の関連規程を制定し、その徹底を図っております。

(3) 取締役会は、コンプライアンス憲章の実践を阻害する事象・要因をコンプライアンス・リスクと捉え、第2線及び第3線に十分な資源を配分した「スリーライン・ディフェンス」(第1線の営業店、第2線の審査本部等のリスクに対する監視を行う管理部門、第3線の内部監査部)の枠組みにより、執行部が、コンプライアンス・リスク管理態勢を整備・運用しているか、監視しております。

支店長をはじめとする営業店等(第1線)のリスク・オーナーシップを醸成して自律的なリスク管理を実現するとともに、支店長を補佐するコンプライアンス・リーダー及びコンプライアンス・リーダーを支援するコンプライアンス・エリアサポーターを配置し、コンプライアンス・リスク管理の状況がコンプライアンス統括部に報告される体制を整備し、牽制機能を発揮させております。

リスクに対する監視を行う管理部門(第2線)は、独立した立場から、営業店等(第1線)の自律的なリスク管理を支援・牽制しております。また、コンプライアンス統括部は、コンプライアンス・リスクを全社的に把握・評価して統合的に管理しております。

社長直轄の内部監査部(第3線)が独立した立場からリスクベース・アプローチに基づき内部監査を実施し、各営業店のコンプライアンス・リスク管理態勢等を監査するとともに、コンプライアンス統括部によるリスク管理態勢等を監査しております。また、内部監査部は、経営に正確なアシュアランスと示唆のあるコンサルティングを提供する経営監査の実現に向けた体制整備を進めてまいります。

(4) コンプライアンス体制を抜本的に見直し、再構築することを目的に、委員長を外部弁護士とする「コンプライアンス体制再構築委員会」を設置しております。また、業務執行取締役及び執行役員が構成員の中心であるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進及びコンプライアンス・リスク管理に関する重要事項を審議しております。コンプライアンス体制再構築委員会は、コンプライアンス委員会の運用状況のモニタリングを継続し、必要に応じて提言等を行っております。

(5) コンプライアンスを推進・実現する最高責任者としてCCO(Chief Compliance Officer)を設置しております。

(6) 役職員の法令違反等に関する通報を受け付ける内部通報制度やお客さまの苦情及び当局・銀行協会等を通じて把握した苦情・通報等のリスク情報が取締役会に適切に報告される体制を整備しております。

(7) 社員が法令違反等又はその可能性を認識した場合には、内部通報窓口又は所属長等に速やかに報告しなければならないこと、報告を受けた所属長等は直ちにコンプライアンス統括部に報告しなければならないことを「コンプライアンス規程」等に定め、社員に浸透させております。またコンプライアンス統括部は、法令違反等の内容が重大である場合は、その内容を直ちにCCOに報告いたします。CCOは、必要に応じて速やかに取締役会及び監査等委員会へ報告し、違法又は不適切な行為に対し、速やかに是正・再発防止措置を取るほか、経営に影響を与える恐れのある悪い知らせを速やかに組織的に共有し、対処することの必要性を社員に徹底しております。

(8) 内部通報制度の実効性を高めるため、役員の不正行為等の通報先として監査等委員通報窓口を設置しております。受付担当監査等委員は、必要がある場合にはCCOに対して通報内容を報告するほか、監査等委員会は、調査の結果、コンプライアンス違反行為等が認められた場合には、コンプライアンス委員会に調査結果等を報告のうえ、再発防止策等の必要な措置を講じるよう勧告を行うことができます。

(9) 法令等に反する行為や不正な行為が認められた場合は、懲戒を含めた厳正な対処を行っております。

(10) 健全な企業文化を醸成するため、全ての役職員に対し融資業務や法令等遵守に関して銀行員として備えるべき知見を身につけさせる教育・研修を実施する体制や中長期的な社員の成長や仕事に対する取組みなどのプロセスを重視した評価制度を整備しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び各種の社内規程等に基づき、各会議の議事録及び職務執行の重要な指示・伝達事項その他の文書等を適切かつ確実に保存・管理しております。また、取締役及び内部監査部がこれらの文書等を常時閲覧できる体制、及び執行部に対して報告を求められることができる体制としております。

(2) 情報資産の機密性、完全性、可用性確保の観点から、情報資産の重要度に応じて管理レベルを分け、情報の管理が有効に機能する体制としております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、適正なリスク管理態勢を構築するため、統合的リスク管理規程を整備し、統合的リスク管理部門を設置しております。また、各種リスク管理に関する社内規程等を整備し、信用リスクやコンプライアンス・リスク、システムリスク等の個別のリスクを管理する各種リスク委員会を設置するとともに、銀行業務に関わる全てのリスクを管理対象とする統合リスク管理委員会を設け、各種リスクを総括的に管理する体制を構築しております。

(2) 収益とリスクのバランスを最適化するために許容するリスクの種類とリスク量を明確化し、配賦したリスク資本の使用状況や収益性・健全性の観点から予め設定した指標をモニタリングすることにより、リスク管理態勢の強化を図っております。

(3) 融資審査管理態勢については、第1線の営業店、第2線の審査本部等、第3線の内部監査部が組織的にリスク管理する「スリーライン・ディフェンス」の重要性を認識した態勢を構築しております。営業店のリスク・オーナーシップ(リスクテイクと管理の責任を負う主体であること)意識を醸成する教育・研修を行い、融資相談段階から適正な与信判断を行う体制としています。信用リスク管理の第2線となる審査本部は、営業部門からの威圧的言動があった場合に審査本部長がコンプライアンス委員会に報告する手続の導入や威圧的言動の状況を定期的に取締役会に報告するなど営業部門からの圧力を排除・防止し、審査の独立性を確保する体制を整備・運用しております。

(4) 審査本部が貸出金ポートフォリオ分析その他各種信用リスク分析を行い、信用リスク委員会で審議及び報告された事項を業務執行会議に報告するとともに、重要な審議・報告事項は、取締役会に報告する体制とし、信用リスク管理を適切に行っております。

(5) 重要な新商品・新サービスの導入時にはリスクアセスメントを実施し、リスクを評価し、取締役会の了承を得ております。また、導入後の事後検証を実施し、コンプライアンス委員会に報告する体制を整備しております。

(6) 内部監査部は、社長直轄として独立性を確保して監査を行い、監査等委員会との連携を強化しております。内部監査の状況を定期的に社長に報告するほか、監査等委員会及びコンプライアンス関連事項はコンプライアンス委員会と情報を共有しております。重要な発見事項について

は、直ちに、社長、監査等委員会及びコンプライアンス関連事項はコンプライアンス委員会に報告しております。内部監査部の報告を受けた社長は、定期的にその内容を取締役に報告しております。

(7)取締役会は、内部監査部がリスクアセスメントに基づく監査を行い、リスク管理態勢の有効性及び適切性に関する監査を行う体制を整備しております。

(8)災害や事故等の不測の事態発生時は、社内規程等に基づき、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行っております。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)業務執行取締役及び執行役員で構成し、社長を議長とする業務執行会議を設置し、業務執行に係る事項の審議を行う。業務執行会議の議題、資料は全てを取締役にも共有し、議長は業務執行会議の内容を原則月1回取締役会に報告しております。

(2)執行役員制度を採用して経営の意思決定・監督と業務執行を分離しております。

(3)社長は、当社の最高経営責任者として、取締役会の定める方針に基づき、当社の業務を統括しております。

(4)取締役会は、各種規程等により業務執行者の権限を明確にし、効率的な業務運営体制を整備しております。

(5)取締役会は、当社の進むべき方向性及び具体的な数値目標を示した中期経営計画を策定し、進捗状況について定期的に報告させ、業務の執行を監督しております。

(6)取締役会は、任意の指名・報酬委員会を設置し、役員等の指名・報酬など重要な事項について取締役会に対して勧告を行う体制としております。

5.当社及び連結子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)取締役会は、執行部が、当社及び連結子会社等から成る企業集団の役職員にコンプライアンス憲章を浸透させることを支援、監視しております。

(2)連結子会社等管理規程、監査等委員会に対する報告規程その他の社内規程等を定め、連結子会社等から総合企画本部企画部へ、事前協議、報告を行う体制を整備するほか、連結子会社等の経営に重大な影響を与える事項については当社へ協議、承認を求める体制を整備しております。

(3)内部監査規程を定め、当社の内部監査部が連結子会社等に対する内部監査を実施し、リスク管理の状況について、実効性のあるモニタリング等を実施する内部監査態勢を整備・運用しております。また、当社は、統合的リスク管理規程を定め、連結子会社等のリスク管理を行う体制としております。

(4)当社及び連結子会社等は、組織規程その他の社内規程等に基づき、連結子会社等の取締役等の職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保する体制を構築しております。

(5)当社及び連結子会社等は、使用人等がコンプライアンス上の問題につき直接コンプライアンス統括部及び外部の法律事務所等に報告・相談できる窓口を設置するなど、実効的な内部通報制度を整備し、運用しております。

(6)当社及び連結子会社等は、会計基準その他関連する諸法令等を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理体制を整備しております。

6.監査等委員会の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

(1)監査等委員会に直属する監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会の職務の補助に専従する使用人を置いております。

(2)監査等委員会補助者は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)から独立した立場を堅持し、監査等委員会の指揮命令に従います。監査等委員会補助者の人事考課、人事異動、懲戒処分は、監査等委員会の同意を得ることとしております。

(3)内部監査部が監査等委員会から監査、報告等の要請を受けた場合は、当該要請に関しては専ら監査等委員会の指示に従い、社長の指揮命令を受けないこととしております。

(4)内部監査部長の人事考課、人事異動、懲戒処分については、監査等委員会の同意を得たうえで行います。

7.当社及び連結子会社等の取締役(当社の監査等委員である取締役を除く。)並びに使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制及び監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1)当社及び連結子会社等の取締役(当社の監査等委員である取締役を除く。)並びに使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が、法令及び社内規程等に基づき監査等委員会に報告を行います。また、監査等委員会は、業務執行に関する事項の報告を求めることができます。

(2)当社及び連結子会社等は、監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行いません。

(3)監査等委員会は、必要に応じ、当社及び連結子会社等の会計監査人、取締役(当社の監査等委員である取締役を除く。)、内部監査部、コンプライアンス統括部等に属する使用人その他の者に対して報告を求めることができます。

(4)監査等委員会が選定する監査等委員は、業務執行会議及びリスク委員会規程に定める各リスク委員会並びにコンプライアンス委員会に出席し、意見を述べるすることができます。

(5)監査等委員会は、内部監査部が実施した連結子会社等に対する内部監査の監査結果について、連結子会社等の所管部署から報告を受けることとしております。

8.監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査等委員会は、会計監査人、内部監査部、コンプライアンス統括部とそれぞれ又は複数の部門で、定期的に意見交換を行うなど連携を強化するとともに、代表取締役と定期的に会合を持ち、相互認識を深めるよう努めております。

(2)監査等委員会は、監査等委員の円滑な職務の遂行を確保するため、独自に顧問弁護士と契約し、必要に応じて助言を得る体制としております。

(3)監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)に係る費用等については、請求があれば速やかに支払い、必要に応じて前払いを行うこととしております。

2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び連結子会社等は、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、反社会的勢力とは銀行での取引のみならず、他社との提携による金融サービスの提供などの取引を含め、グループ一体となって一切の関係を遮断し、反社会的勢力を排除することとし、その旨を内容とする基本方針を定め、ホームページにて公表しております。

(2)反社会的勢力排除に向けた整備状況

社内規則の整備状況

上記(1)の基本方針に則り、具体的な内容を社内規程等に定めております。

対応統括部署及び不当要求防止責任者

コンプライアンス統括部内にAML/CFT対策室を設置し、反社会的勢力に関する対応を統括する専門部署として、反社会的勢力との取引排除に

関する企画・統括等の対応を行っております。

また、不当要求防止責任者を各営業拠点・本部部署等に設置し、反社会的勢力からの不当要求に対応する体制を整備しております。

外部の専門機関との連携状況

コンプライアンス統括部AML / CFT対策室が、反社会的勢力に対する情報収集及び分析を行うとともに、同室が情報を一元的に管理し、警察、暴力団追放運動推進センター、反社会的勢力対応を専門とする弁護士、AML / CFTにかかる態勢整備を専門とする外部コンサルティング会社等、外部専門機関との緊密な連携体制を構築するほか、各営業店においては、最寄の警察署等との協力体制を構築しております。

また、反社会的勢力への対処にあたっては、役職員の安全を最優先に確保するよう配慮しております。

反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

コンプライアンス統括部AML / CFT対策室が、反社会的勢力に対する情報収集及び一元的な管理を行っております。

対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力への対応に関する規定等を整備し、反社会的勢力に対する対応方法を規定するとともに、反社会的勢力との取引謝絶及び取引解消に係る有効性を検証し、継続的に見直しを行っております。

研修活動の実施状況

反社会的勢力への対応につき、反社会的勢力との一切の関係遮断や、AML / CFTに係る顧客管理の強化について、その必要性の認識を深め、対応策について十分な理解を得るため、役職員に対し研修活動を継続的に実施しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社では、会社法施行規則第118条第3号に定める基本方針は策定しておりませんが、財務及び事業の方針の決定を支配することを目的とした当社株式の大量取得行為の対象とならないよう、株主価値の向上、より実効性のあるコーポレート・ガバナンスの構築・運営、株主・顧客・社員・地域社会などのステークホルダーとの信頼関係の維持に努めております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 **更新**

< コンプライアンスに関する事項 >

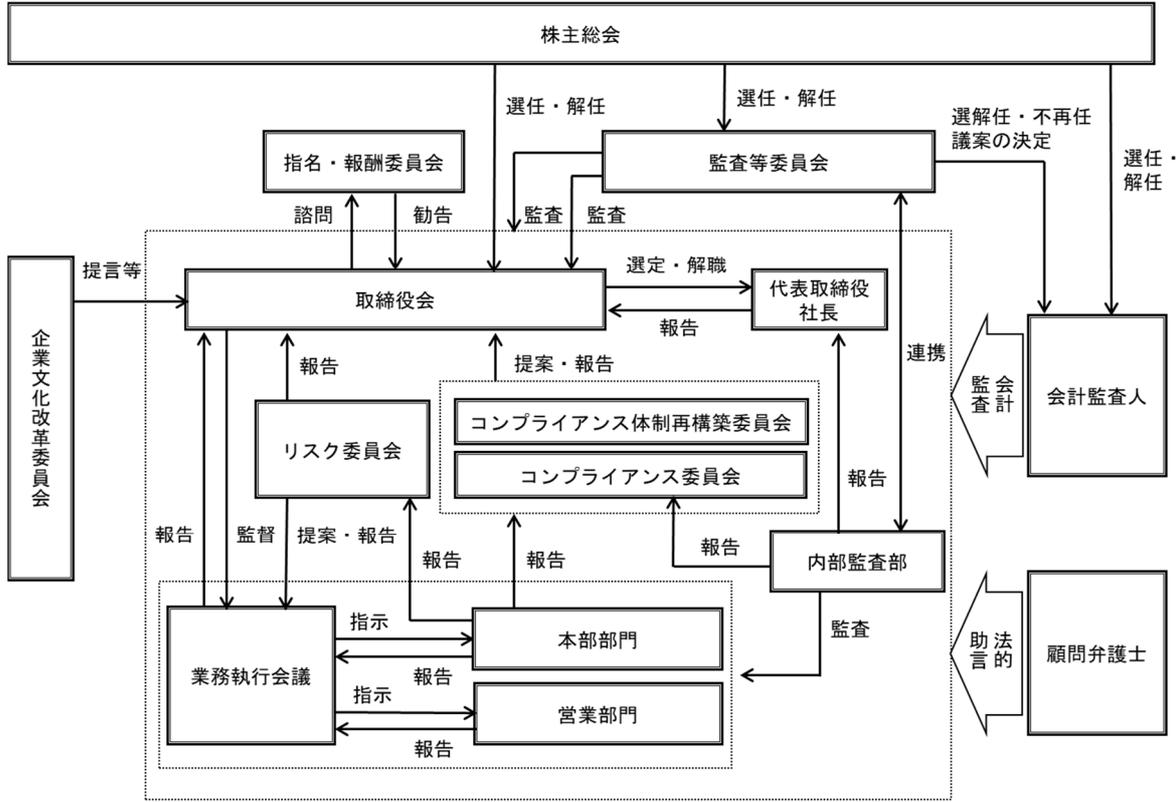
当社は、第三者委員会の調査報告及び金融庁の行政処分を真摯に受け止め、コンプライアンス体制を抜本的に見直し、再構築するため、従来のコンプライアンス委員会に代えてコンプライアンス体制再構築委員会を設置いたしました。コンプライアンス体制再構築委員会において審議した事項は取締役会に対して報告を行っております。

また、2019年4月にはコンプライアンスに関する審議体として、コンプライアンス委員会を再設置するなど体制を「構築」しております。コンプライアンス体制再構築委員会とコンプライアンス委員会の並行期間において、コンプライアンス体制再構築委員会は、コンプライアンス委員会の運用状況のモニタリングを継続し、必要に応じて提言等を行っております。

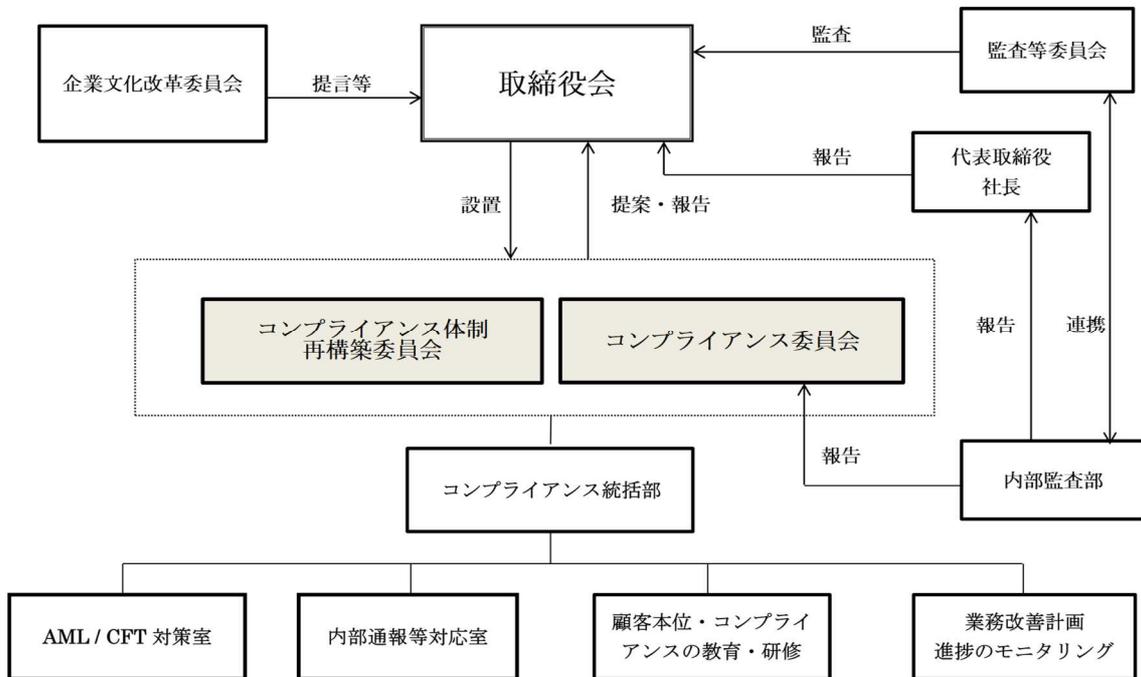
< 適時開示体制の概要 >

当社は、投資者の視点に立った迅速、正確かつ公正な会社情報の開示を適切に行うことを目的として、「会社情報の開示に関する規程」を制定し、会社情報の開示に係る社内体制の維持・向上に努めてまいります。本規程において、当社及び連結子会社等における決定事実に関する情報、発生事実に関する情報若しくは決算等に関する情報で重要な会社情報を迅速、正確かつ公平な開示に努めるよう定めております。

【コーポレートガバナンス体制の模式図】



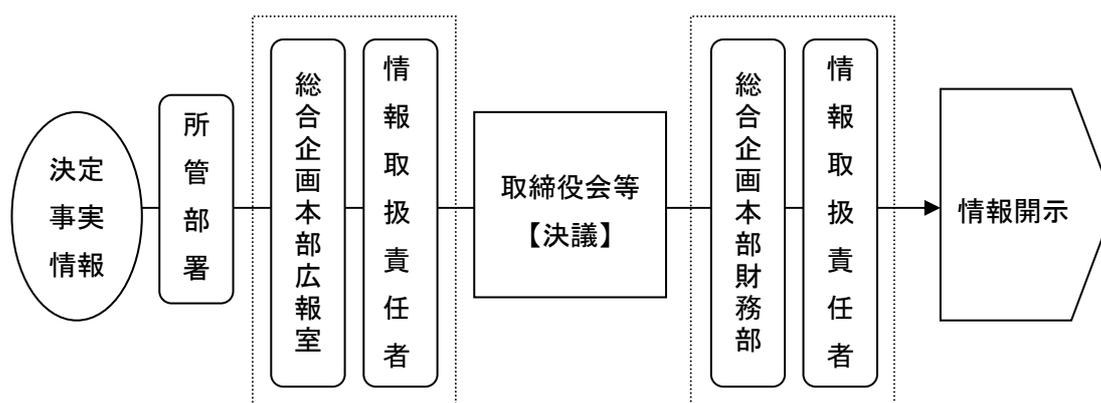
【コンプライアンス体制図】



情報開示に係る組織体制図

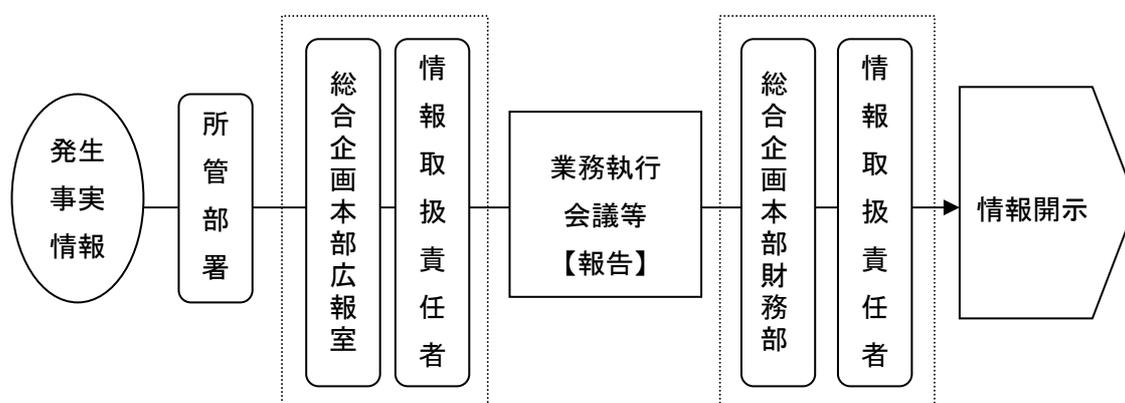
1. 決定事実に関する情報

会社の重要な施策に係る決定事実に関する情報は、取締役会等の承認後直ちに情報開示を実施します。



2. 発生事実に関する情報

会社の重要な施策に係る発生事実に関する情報は、業務執行会議等の承認後直ちに情報開示を実施します。



3. 決算に関する情報

決算内容に関する情報は、取締役会等の承認後直ちに情報開示を実施します。

